



2026 年 7 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社ミクリード
代表者名 代表取締役社長 片山 礼子
(コード番号：7687 東証グロース)
問合せ先 取締役 管理部門担当 谷口 学
(TEL. 03-6262-5176)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として新株式発行（以下、「本新株式発行」又は「発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026 年 8 月 19 日
(2) 発行する株式の種類及び総数	当社普通株式 35,000 株
(3) 発行価額	1 株につき 424 円
(4) 発行総額	14,840,000 円
(5) 割当予定先	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） 3 名 19,600 株 当社従業員 29 名 15,400 株

2. 発行の目的及び理由

2025 年 5 月 22 日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを、2025 年 5 月 22 日の取締役会で決議しております。

また、2025 年 6 月 24 日開催の第 13 回定時株主総会において、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 65,000 株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額 100 百万円以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

加えて、当社は、2025 年 5 月 22 日開催の取締役会において、当社の従業員（以下、「対象従業員」といい、「対象取締役」と併せて「割当対象者」と総称します。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、対象取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度と併せて「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、割当対象者 32 名に対し、金銭報酬債権合計 14,840,000 円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である割当対象者 32 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式 35,000 株（以下、「本割当株式」といいます。）を発行することを決議いたしました。その内訳は、対象取締役 3 名に割当てられる、譲渡制限期間を当社の取締役の地位から退任する日までとする譲渡制限付株式（以下、「譲渡制限付株式Ⅰ」といいます。）19,600 株と、対象従業員 29 名に割当てられる、譲渡制限期間を 3 年間とする譲渡制限付株式（以下、「譲渡制限付株式Ⅱ」といいます。）15,400 株で構成されます。

＜株式割当契約の概要＞

当社は、割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(i) 譲渡制限付株式 I

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日（以下、「本払込期日」といいます。）から当社の取締役の地位を退任する日又は本払込期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本払込期日が当社の事業年度開始後 6 ヶ月以内の日である場合には当社の半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの間（以下、「本譲渡制限期間 A」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、本払込期日の直前の当社の定時株主総会の日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間（以下、「本役務提供期間 A」といいます。）、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間 A が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本役務提供期間 A 中に、正当な理由により退任した場合、又は死亡により退任した場合、対象取締役が保有する本割当株式のうち本払込期日の直前の当社の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象取締役が退任又は死亡した日を含む月までの月数を 12 で除した数（但し、計算の結果 1 を超える場合は、1 とします。）に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げます。）の株式について、譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本役務提供期間 A 中、正当な理由によらず当社の取締役の地位から退任した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間 A 中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本払込期日の直前の当社の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を 12 で除した数（但し、その数が 1 を超える場合は、1 とします。）に、組織再編等承認日において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げます。）の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) 株式の管理

対象取締役は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

(ii) 譲渡制限付株式Ⅱ

(1) 譲渡制限期間

2026年8月19日から2029年9月1日まで

対象従業員は、上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間B」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、2026年4月1日から2027年3月31日までの期間（以下、「本役務提供期間B」といいます。）、継続して当社の取締役、執行役員、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間Bが満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象従業員が、本役務提供期間B中、正当な理由により退任又は退職した場合、又は死亡により退任又は退職した場合、2026年4月1日を含む月から対象従業員が退任又は退職又は死亡した日を含む月までの月数を12で除した数（但し、計算の結果1を超える場合は、1とします。）に、当該時点において対象従業員が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げます。）の株式について、譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

対象従業員が、本役務提供期間B中、正当な理由によらず当社の取締役、執行役員、使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間B中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、2026年4月1日を含む月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を12で除した数（但し、その数が1を超える場合は、1とします。）に、組織再編等承認日において対象従業員が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げます。）の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) 株式の管理

(i) 譲渡制限付株式Ⅰと同様といたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日（2026年7月21日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である424円としております。これは、当社取締役会の決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上